

第 3 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成29年6月26日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成29年6月26日(月曜日)

午前9時59分開議

午後0時15分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

議案第2号 平成29年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

議案第12号 くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第5号 平成28年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第7号 平成28年度熊本県電気事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第8号 平成28年度熊本県工業用水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について

報告第18号 熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について

請第24号 「消費者自立のための生活再生総合支援事業」の継続を求める請願

請第18号 （有）山口海運の岩石採取計画の認可申請に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①復興重点10項目について
- ②熊本地震に係る災害廃棄物処理について
- ③グループ補助金の執行状況等について
- ④ラグビー日本代表国際テストマッチについて
- ⑤チッソ株式会社の平成28年度決算の概要について
- ⑥「水俣湾環境対策基本方針」に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果（平成28年度）について
- ⑦ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査結果等（平成28年度）について
- ⑧ようこそくまもと観光立県推進計画の策定について
- ⑨中小企業振興基本条例に基づく取組みについて
- ⑩技能検定実技試験に係る手数料条例の改定について

出席委員(7人)

委員長 早田 順一
副委員長 高野 洋介
委員 城下 広作
委員 松田 三郎
委員 濱田 大造
委員 西山 宗孝
委員 岩本 浩治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中 義人
 政策審議監 中山 広海
 環境局長 藤本 聡
 県民生活局長 瀬戸 浩一
 環境政策課長 田村 真一
 水俣病保健課長 小原 雅之
 水俣病審査課長 三輪 孝之
 政策監 山口 喜久雄
 環境立県推進課長 橋本 有毅
 環境保全課長 山口 勝也
 自然保護課長 中尾 忠規
 循環社会推進課長 久保 隆生
 くらしの安全推進課長 猿渡 信寛
 消費生活課長 西川 哲治
 男女参画・協働推進課長 早田 章子
 人権同和政策課長 園田 正喜

商工観光労働部

部長 奥 菌 惣 幸
 政策審議監兼
 商工政策課長 中川 誠
 商工労働局長 寺野 慎吾
 新産業振興局長 村井 浩一
 観光経済交流局長 原山 明博
 国際スポーツ大会推進局長 小原 雅晶
 商工振興金融課長 浦田 隆治
 労働雇用創生課長 石元 光弘
 産業支援課長 末藤 尚希
 エネルギー政策課長 前野 弘
 企業立地課長 小牧 裕明
 観光物産課長 永友 義孝
 国際課長 小金丸 健
 首席審議員兼
 国際スポーツ大会推進課長 水谷 孝司
 企業局

局長 原 悟
 次長兼総務経営課長 松岡 大智
 工務課長 武田 裕之

労働委員会事務局

局長 一 喜美男
 審査調整課長 真田 由紀子

事務局職員出席者

議事課主幹 門垣 文輝
 政務調査課主幹 池田 清隆

午前9時59分開議

○早田順一委員長 ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、今回付託された請第24号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

それでは、請第24号についての説明者を入室させてください。

（請第24号の説明者入室）

○早田順一委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いをしたいと思います。

それでは、お願いします。

（請第24号の説明者趣旨説明）

○早田順一委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査を行いますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第24号の説明者退室）

○早田順一委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、部局ごとに質疑、採決を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工観光労働部、企業局の順で説明をお願いいたします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め

るために、着座のまま簡潔にお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 環境生活部でございます。

審議事項に先立ちまして、熊本地震からの復旧、復興に係る災害廃棄物の処理状況につきまして御説明を申し上げます。

詳細につきましては、後ほど、その他のところで御報告をいたしますが、昨年6月に策定いたしました熊本県災害廃棄物処理実行計画を今月9日に改訂し、公表をいたしております。

主な改訂点は、1点目として、災害廃棄物の発生推計量が約195万トンから約289万トンに増加したこと、2点目として、市町村が定めた損壊家屋の公費解体計画を新たに掲載したことでございます。

発生推計量は増加いたしました。従前どおり、全市町村において、平成30年3月までに解体が完了する計画であり、また、既に本年5月末までに解体申請棟数の68%が完成したことから、当初の目標どおり、発災から2年以内の処理終了につきましては、十分達成できるものと考えております。引き続き、被災者の方々の早期生活再建のため、精いっぱい努力をいたしてまいります。

それでは、環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算関係が1件、条例が1件、報告が1件でございます。

まず、第1号議案の平成29年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額135万円余の増額補正をお願いしております。

その内容といたしましては、小中学校にお

ける消費者教育を実施する市町村への助成に要する経費や、被災した隣保館を復旧する市町村への助成に要する経費で、ともに国の補助内示増に伴うものでございます。

これらによりまして、特別会計を含めた環境生活部の平成29年度の予算総額は342億100万円余となります。

次に、条例議案でございます。

第12号議案のくまもと県民交流館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。くまもと県民交流館における指定管理者の業務を拡充するため、関係規定を整備するものでございます。

次に、報告でございます。

報告第1号の平成28年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、自然公園施設災害復旧費など10事業につきまして、総額14億7,100万円余を、平成28年度から29年度へ繰り越すことを御報告するものでございます。

このほか、その他報告事項として、チッソ株式会社の平成28年度決算の概要など、4件御報告をさせていただきます。

以上が今回提出をいたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○早田順一委員長 次に、担当課長から説明をお願いいたします。

○小原水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

経済環境常任委員会説明資料の2ページ目をお願いいたします。

平成28年度繰越明許費繰越計算書でございます。

胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業費で1億7,600万円余を繰り越すものでございます。これは、水俣病患者の方々の

療養施設であります水俣市立明水園の個室化整備につきまして水俣市に補助するものですが、右側、繰り越しの理由欄に記載しておりますように、実施設計の検討に時間を要したことにより、本年度に繰り越すものでございます。

なお、水俣市からは、来年3月竣工予定との報告を受けております。

水俣病保健課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋本環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の3ページをお願いします。

繰越計算書の報告でございますが、市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業費につきまして3,500万円余を繰り越しております。これは、太陽光発電などの再生可能エネルギーを公共施設等へ導入する市町村等へ補助するものですが、昨年の熊本地震により、設置予定施設の1つが被災し、工事の着手がくれたことによるものでございます。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○山口環境保全課長 環境保全課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

繰越計算書の報告でございますが、水道施設整備事業費につきまして2,465万円余を繰り越しております。これは、市町村が実施する老朽化した水道管の更新等に対して補助するものですが、一部の市町村におきまして、熊本地震により工事に遅延が生じ、年度内に工事が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

環境保全課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○中尾自然保護課長 自然保護課でございます。

す。

資料の5ページをお願いします。

自然保護課は、前年度から当年度への繰越工事3件でございます。

まず、上段の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業費ですが、これは、天草ビジターセンターの空調、照明、それからトイレの改修工事でございます、4,500万円余の繰り越しでございます。右の繰り越しの理由にありますように、国の交付決定がことし1月にあったため、年度内に十分な工期を確保できないということでございます。

次に、中段の国立公園満喫プロジェクト推進事業費、これは28年度経済対策でございますが、阿蘇草千里の展望エリアの改修、米塚の駐車場等の改修、大観峰の公衆トイレの改修等でございます、3億5,000万円余の繰り越しでございます。これも、右の繰り越しの理由欄にありますように、国の交付決定がことし3月になされたため、年度内に十分な工期がとれなかったということでございます。

最後に、下段の自然公園施設災害復旧費でございます。これは、昨年の熊本地震による災害復旧で、阿蘇山上の給水施設、草千里等展望駐車場の復旧等、6億1,600万円余の繰り越しでございます。これも、右の繰り越しの理由欄にございますように、国の災害査定が2月、交付決定が3月になったこと等により、年度内に十分な工期が確保できなかったということでございます。

以上、自然保護課の説明は終わります。

御審議よろしく申し上げます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

当課分の繰越計算書を御説明いたします。

海岸漂着物対策推進事業費につきまして

は、環境省の補助金を活用し、通常生じている国内外からの海岸漂着ごみなどにつきまして、県や市町村で回収、処理、発生抑制対策に取り組む事業でございますが、今回は、昨年度の国の第2次補正予算でございまして、年度内の事業完了が見込めませんので、国から内示を受けた分、計3,700万円余を繰り越すものでございます。

次に、公共関与アクセス道路整備事業費につきましては、県道大牟田植木線からエコアくまもと方面へ接続する南関町の町道の整備を県で受託しているものでございます。昨年12月に県道からエコアくまもとの入り口までは供用開始しておりますが、その先の区間で町が実施している用地取得に時間を要しましたため、一部区間で工事等の期間を確保できず、当初予定していた年度内の完成が困難となったものでございます。繰越額は1億6,000万円余、竣工は本年10月ごろを予定しております。

循環社会推進課からは以上でございます。
よろしくお願ひいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

説明資料の7ページをお願いいたします。
補正予算でございます。

消費者行政推進費につきまして91万5,000円の増額補正をお願いしております。

財源は、全額国の地方消費者行政推進交付金でございます。

説明欄をごらんください。

これは、熊本市が実施する小中学校における消費者教育の推進を図る事業に対し助成を行うものでございます。

なお、本事業につきましては、本年3月末に消費者庁から内示があり、今回の補正予算に計上するものでございます。

消費生活課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○早田男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

資料の10ページをお願いいたします。

第12号議案くまもと県民交流館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容を、11ページのくまもと県民交流館条例の一部を改正する条例(案)の概要で説明させていただきます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、くまもと県民交流館における指定管理者の業務を拡充するため、関係規定を整備するものでございます。

条例改正の内容ですが、改正が必要になるのは、指定管理者の業務を規定した条例第13条関係でございまして、従来の施設管理などの指定管理者の業務に加えて、男女共同参画などについても指定管理者の行う業務に加え、業務拡充を図るための関係規定の整備でございます。

条例の施行期日は、平成30年4月1日を予定しております。

男女参画・協働推進課の説明は以上でございます。

御審議をよろしくお願ひいたします。

○園田人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料、戻りまして、8ページをお願いいたします。

当課の議案につきましては、資料8ページと9ページにありますが、いずれも市町村が設置運営をいたします隣保館に係るものでございます。

まず、資料の8ページは、民生施設補助災害復旧費において43万7,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

甲佐町民センター災害復旧事業に係る国

庫補助率のかさ上げに伴う補助額の増でございます。記載しておりませんが、3月に甲佐町が激甚災害法で定める特定地方公共団体に指定され、国補助率が2分の1から3分の2にかさ上げとなったことから、今回増額補正をお願いするものです。

続いて、資料の9ページは、繰越計算書でございます。

上段の事業名、地方改善事業費において2,137万4,000円の翌年度繰り越してございます。繰り越しの理由ですが、国の交付決定が年度末になり、年度内の事業完了が見込めなかったことによるものです。この事業は、熊本地震の発生を受け、隣保館の耐震化整備を早急に実施する必要があるということから、昨年度、国の経済対策関連事業として予算措置されましたので、菊陽町の隣保館の耐震化整備を前倒しして実施するものでございます。

下段は、先ほどの甲佐町の隣保館に係るもので393万7,000円の翌年度繰り越してございます。繰り越しの理由ですが、甲佐町において事業着手に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めなかったことによるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

初めに、奥菌商工観光労働部長。

○奥菌商工観光労働部長 商工観光労働部関係の主要事業及び提出議案の説明に先立ちまして、最近の動きを申し上げます。

まず、6月10日に行われましたラグビー日本代表とルーマニア代表のテストマッチは、県議会の先生方を初め、広く九州各地から約1万9,000人もの方々に応援に詰めかけいただきました。

2019年のワールドカップ本番に向けまして、開催地熊本の熱意と盛り上がりを示すことができたと思っております。

県議会を初め、県内外の多くの方々の御支援、御協力に支えられたものであり、この場をおかりしまして心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

次に、中国・広西壮族自治区との友好提携が、ことしで35周年を迎えます。7月9日から12日まで、知事及び熊本県議会等の方々が、同自治区を訪問いたしまして、熊本地震義援金への感謝と広西からの友好訪問団受け入れの意向を伝えることとしております。

なお、7月3日から5日までは、経済環境常任委員会の上海市への経済視察も予定されております。

それでは、提出議案の概要について御説明いたします。

今回提案しております議案は、予算関係2議案、条例等議案1議案でございます。

お手元の経済環境常任委員会の説明資料の12ページに総括表がついております。

6月補正予算でございますが、一般会計で8,110万円余、中小企業振興資金特別会計で97億7,168万円の増額補正をお願いしております。

その主な内容は、くまもと産業支援財団を通じて行うグループ補助金対象企業への無利子貸し付けに要する経費でございます。

条例等の議案では、熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例について提案しております。

このほか、復興重点10項目の外5件について御報告させていただきます。

なお、提出議案の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課で

ございます。

委員会説明資料の13ページをお願いいたします。

まず、一般会計の補正予算についてでございます。

中小企業振興費につきまして2,047万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1の運輸事業振興助成費は、熊本県トラック協会に対する補助でございますが、運輸事業の振興の助成に関する法律に基づき、軽油引取税の収入額に応じて算出し、交付されるものです。29年度の軽油引取税の見込み額に応じて1,347万円余を増額するものでございます。

2の中小企業振興指導事業費は、国の地方創生推進交付金の交付決定を受けまして、新たに、生産性向上のためのシンポジウム、ワークショップを開催する経費として700万円を増額するものでございます。

おめくりいただいて、14ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

中小企業振興資金助成費につきまして97億7,168万円の増額をお願いしております。

右の説明欄をお願いいたします。

1の国庫支出金返納金は、国から借り入れた小規模企業者等設備導入資金の貸付金を事業者からの償還に応じて国に償還するものでございます。昨年度末に臨時的な償還がございましたので、168万円を増額させていただいております。

2の被災中小企業施設等整備資金貸付金は、グループ補助金等による施設設備の復旧整備を行う中小企業者に対して、事業者の負担となります4分の1の経費につきまして、中小企業基盤整備機構が99%、県が1%の財源を負担しまして、くまもと産業支援財団を通じて無利子で貸し付けを行うための経費でございます。この貸付金につきましては、昨

年度、貸付原資58億円と、その事務費や貸し倒れリスクに充当するために運用する基金の原資165億円、合計223億円を措置しております。グループ補助金の進捗に合わせまして、事業者への貸付額が増加してまいりましたので、今回、貸付原資に63億6,000万、万が一の貸し倒れリスクに引き当てるために運用する基金原資に34億1,000万、合計97億7,000万の追加をお願いするものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書でございます。

4件全て平成28年熊本地震に係る商工災害復旧費に係る経費でございます。上から、中小企業組合の共同施設分、2段目がグループ補助金分、3段目がアーケードなどの商店街振興組合共同施設分、最後の段が商工会等の事務所施設分となります。

いずれも、補助事業者の事業計画の策定、復旧工事施工に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

議案第13号熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

28ページに条例案の概要をおつけしておりますので、そちらのほうで説明させていただきます。

まず、この条例につきましては、中小企業者等の事業再生を目的とした債務削減手法であります求償権の放棄に適切に取り組めるよう、国の協力依頼に基づき、平成21年3月に条例を制定しております。下のほうに四角囲みしておりますけれども、その3つの項目の事業再生計画に限定し、求償権に係る回収納付金を受け取る権利の放棄ができることとしております。

1、条例改正の趣旨としましては、熊本地

震等の災害の影響を受けた中小企業者等の事業の再生及び再チャレンジの支援を行う等のため、県の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合を追加するものでございます。

2の改正の内容についてです。

まず、(1)ですが、第1条の条例の目的に、現行の事業再生に加えまして、新たな事業の創出その他地域経済の活性化に資する事業活動の実施、これを再チャレンジといいますけれども、追加することとしております。

次に、(2)の第3条関係でございますけれども、県の回収納付金を受け取る権利を放棄することができる場合に、先ほど御紹介しました下のほうの四角囲みの3つの項目に加えまして、ア、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに係る事業再生支援または再チャレンジ支援、イ、地域経済活性化支援機構、REVICによる再生支援に係る事業再生支援、ウ、REVICによる特定支援に係る再チャレンジ支援など5項目につきまして、国からの要請も踏まえまして、追加するものでございます。

なお、条例の施行につきましては、公布の日からとしております。

続きまして、29ページをお願いいたします。

報告第18号熊本県信用保証協会が中小企業者等に対する求償権を行使して回収金を取得した場合に生じる県に納入すべき回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告についてでございます。

これは、先ほど御説明いたしました熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例第4条の規定に基づき、権利放棄した案件を報告するもので、平成21年3月の条例制定後、初めての放棄案件となります。

30ページにその概要をおつけしておりますので、そちらで説明させていただきます。

今回の放棄案件は、熊本地震により建物に大きな被害を受け、休業を余儀なくされている事業者が、投資事業有限責任組合である熊本地震再生支援ファンドの支援による事業再生計画を策定し、今後8年にわたる事業再生計画期間で事業の再生を図る案件でございます。

放棄した日は、ことし3月17日、県の放棄額は、保証協会の放棄額に非保険割合及び県の損失補償割合を乗じた61万9,336円となります。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石元労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

説明資料の16ページにお戻りいただきます。よろしく申し上げます。

当課では、2件の事業について補正予算の計上をお願いしておりますが、いずれも5月末に地方創生交付金の採択を受けた事業でございます。

上段の労働福祉費について214万円余の増額補正をお願いしております。これは、説明欄に記載の働きやすい職場改善促進事業として、企業経営者等を対象とした働き方改革に関連した企業向けのセミナーの開催などに要する経費でございます。11月ごろの開催を予定しております。

下段の失業対策総務費について1,880万円の増額補正をお願いしております。これは、説明欄に記載の熊本県ブライ企業推進事業として、当初予算で計上した企業と学生とのイベント等の事業に加えて、今回、ブライ企業の動画作成等PRや、保護者向けセミナーの開催などに要する経費でございます。

続きまして、17ページをお願いします。

こちらは、平成28年度の繰越明許費繰越計算書の報告でございます。

1段目及び2段目の職業訓練費について

は、昨年度に実施予定であった高等技術専門校の実習棟耐震診断及び技術短期大学校の外壁等改修工事について、いずれも震災復旧工事との時期の調整が必要であり、一体的に取り組むことが効果的であることから、関係する経費を繰り越したものでございます。

3段目から5段目までの労働災害復旧費についてですが、高等技術専門校施設災害復旧費及び技術短期大学校施設災害復旧費については、熊本地震による被害状況の調査と復旧方法の検討に時間を要したこと、また、認定職業訓練校施設災害復旧費については、事業主体の設計変更等があったことにより、いずれも年度内の工事完了が見込めないことから、関係する経費を繰り越したものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○末藤産業支援課長 産業支援課でございます。

18ページをお願いいたします。

工鉱業振興費について2,000万円の増額をお願いしております。

プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業ですが、地場の中小企業が、攻めの経営を進める上で必要な人材の獲得を支援するプロフェッショナル人材戦略拠点の機能の強化に要する経費でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

3Dものづくり基盤強化事業費及び産業基盤技術高度化事業費ですが、両事業ともに国の交付決定が1月下旬であったことから、年度内の事業完了が見込めなかったため、繰り越しが必要となったものでございます。

産業支援課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

資料の20ページをお願いします。

繰越計算書の報告でございます。

阿蘇採石場防災対策事業費は、防災上の観点から、採石場外の排水路工事を実施しております。地震の影響で測量と図面の修正等が必要となり、工事費を繰り越したものでございます。

なお、年内に竣工予定でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○小牧企業立地課長 企業立地課でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の繰越計算書の報告についてでございます。

この事業は、昨年6月に発生した集中豪雨により、県が管理する城南工業団地において発生したのり面崩落の対策工事を行うものでございます。

繰り越し理由でございますが、昨年の12月議会において議決いただきました後、現地調査及び対策工事の調査設計を実施しましたが、工法検討に時間を要したため、平成28年度中の事業完了が困難となり、その対策工事費について繰り越したものでございます。

なお、7月末までには工事完了の予定でございます。

企業立地課は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の22ページをお願いいたします。

繰越計算書の報告でございます。

まず、野外コンサート施設災害復旧費につきまして2,390万円余を繰り越しております。

す。これは、地震により被災したアスペクタの来客用トイレの改修でございまして、設計に不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めなかったことから繰り越したものでございます。

また、次の産業展示場施設災害復旧費につきまして1億4,321万円余を繰り越しております。これは、グランメッセ熊本の復旧工事でございます。設計変更により不測の日数を要し、年度内の事業完了が見込めなかったことから繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

工鉦業総務費につきまして1,968万円余の増額をお願いしております。これは、八代港への国際クルーズ船の寄港数が大幅に増加する中で、受け入れ体制の充実及び安全管理の強化を図るとともに、さらなる誘致促進を図るため、地元消費型の新たな旅行商品の開発などに係る経費でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

繰越明許費の報告でございます。

上段、戦略的ポートセールス推進事業費及び下段「がんばろう！熊本」観光復興事業費については、2月補正予算で計上させていただいたものであり、年度内の事業完了が見込めなかった分を繰り越しているものです。

国際課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

25ページをお願いいたします。

繰越計算書でございます。

ラグビーワールドカップ2019推進事業費につきまして7億600万円を繰り越したものでございます。

昨年度、ワールドカップの会場となるスタジアムの改修に着手いたしましたが、国の交付決定が年度末になったことなどにより年度内に事業が完了しなかったため、繰り越したものでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○早田順一委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、次長から説明をお願いいたします。

初めに、原企業局長。

○原企業局長 議案の説明に先立ちまして、企業局におきます最近の主な動きにつきまして御報告申し上げます。

まず、荒瀬ダム堤体の右岸部につきましては、本年度撤去予定と前回の委員会で御報告しておりましたが、地元の要望等を踏まえ、遺構として残す方向で、現在、河川管理者である国土交通省と協議中です。本委員会には、改めて協議結果を御報告させていただきます。

また、6月9日には荒瀬ダム管理所の解体作業を開始し、作業は6月中に終え、引き続き、7月からは藤本発電所の解体作業に着手する予定です。

本委員会には、地方公営企業法の規定に基づき、平成28年度の電気事業及び工業用水道事業会計における建設改良費繰り越しにつきまして御報告させていただきます。

詳細につきましては、この後、次長から説明いたしますので、よろしく御審議お願いいたします。

○早田順一委員長 引き続き、松岡次長から説明をお願いします。

○松岡企業局次長 企業局総務経営課でございます。

企業局は、電気事業会計及び工業用水道事業会計における建設改良費繰り越しの報告でございます。

初めに、31ページをお願いいたします。

32ページにかけまして、電気事業会計についての繰り越しの報告でございます。

最上段から5件が、市房第一及び第二発電所の更新に伴うものでございます。このうち、最上段から4件につきましては、建築物や構造物の改修に係る設計委託でございます。熊本地震の影響で人員や機材の調達に不測の日数を要したことから繰り越しを行ったものでございます。

また、5件目の土木設備更新の設計につきましては、工事期間を短縮するための検討、設計等に不測の日数を要したために繰り越しを行ったものでございます。

次に、このページ、最下段から次のページにかけまして、荒瀬ダム撤去工事に関する繰り越しの報告でございますが、最下段のダム本体撤去につきましては、仮設道路の設置が必要となり、その設計等に不測の日数を要したことから繰り越しを行ったものでございます。

次のページ、32ページをお願いいたします。

荒瀬ダム撤去関連の工事等5件でございますが、いずれも関係機関との協議調整に不測の日数を要したために繰り越しを行ったものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

工業用水道事業会計に係る報告5件でございます。

いずれも昨年度の国の経済対策に係る補正に伴って予定を前倒して昨年度中に事業着手したものでございます。

最初の3件が有明工業用水に係る設備更新工事及び詳細設計委託でございますが、関連工事の仕様変更で生じた設計変更の不測の日数を要したことから繰り越しを行ったもので

ございます。

また、下段の2件につきましては、八代工業用水に係る設備更新の基本設計委託等でございますが、いずれも共同管理者との協議に不測の時間を要したことから繰り越しを行ったものでございます。

企業局の繰り越しに係る報告は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いをいたします。

○早田順一委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それではまず、環境生活部関連で質疑はございませんか。——ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、次に入りますけれども、よろしいですか。

商工観光労働部関連で質疑はございませんか。

○松田三郎委員 資料14ページで、質問というより、浦田課長の、そこだけちょっと早口だったので、この2番、97億ぐらいになっておりますけれども、もう1回、そこだけちょっと中身を説明していただければ——同じ中身でよかです。

○浦田商工振興金融課長 済みません、今度は少しゆっくり説明いたします。

被災中小企業施設等整備資金貸付金ですけれども、これは、グループ補助金の裏負担分4分の1の経費につきまして、中小企業基盤整備機構のお金を99%、それと県が1%財源を負担しまして、くまもと産業支援財団を通じまして無利子で貸し付けを行うための経費としております。

この貸付金につきましては、昨年度、貸付原資に58億円、それと、事務費とか貸し倒れリスクに充当するために基金をつくって、それで運用しております、その原資分で165億円、合計223億円を措置させていただいております。

今回、グループ補助金がだんだん進捗してくるにつれまして、貸付額が増加してまいりましたので、現在の貸付額58億円では不足してまいりました。そういうこともありまして、今回、貸付原資にさらに63億6,000万、合わせて121億6,000万になりますけれども、それと、万が一の貸し倒れリスクに引き当てるために運用する基金の原資に34億1,000万、合計97億7,000万を増額させていただくものでございます。

○松田三郎委員 非常によくわかりました。

これは、ちなみに、ここに書いてあるように、財源でいうと地方債になるわけですね。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

地方債と書いてありますのは、先ほど御紹介しました中小企業基盤整備機構からの貸付金、これが地方債扱いとなりまして、そのお金が入り込んでいるわけでございます。

○松田三郎委員 いいです。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 議案というか、ちょっと違う角度で確認をしたいんですけども、議案の中でも、ほとんど繰り越し、繰り越しで、なかなか災害でいろんな条件があって繰り越しをしなきゃいけないところがあるんですけども、大体、およそ1年ぐらいで、熊本の復興のために、県外の方がどのくらい業種として、業種といますか、人間としてどのく

らい応援に来てくれたのかなというのは大体つかんでいるんですか、わかるんですか。例えば土木とかその関係とか、ごみの部分とか、いろんな形で県外の方が熊本に来て、いわゆる労働力として来たというか、こういう感じで来たという数字というのはつかむ方法があるのか、それとも、つかんでいるのか、全くそんなのはわからぬという感じなのか、これはどうなのでしょう。どのくらいの労働力が熊本に来て、応援になってプラスになったのかなという、労働力というか、労働人口によってどのくらい動いたのかということ。

○石元労働雇用創生課長 今手元にそういう資料もございませんで、実際それがわかるかどうかも現時点では私ちょっと判断しかねますので、ちょっと調べさせていただきたいと思えます。

○城下広作委員 いずれにしろ、相当な分が動いていると思うんですけども、よく、まあ土木でわかりやすくいえば、元請がいて、そして下請がいて、3次、4次といろんな方が来ているというけれども、全然我々もそういう感覚が、どのくらいの方が熊本にどんと入ってきて、貢献していただいたんだろうかなという、そういう数字がイメージとしてちょっとわかれば、何らかの次のいろんな考えにまた展開できるのかなと思って。もしわかるなら——まあ、アバウトですよ、当然。アバウトでわかるなら、大体イメージとして、分野分野とか、わかったら教えていただければと思います。要望しておきたいと思えます。

○早田順一委員長 では、要望でお願いいたします。

ほかにございませんか。

○濱田大造委員 何点かあるんですが、ま

ず、16ページで1点質問します。

ブライツ企業に関してなんですが、これは国主導の政策と考えてよろしいのでしょうか。あと、県内のブライツ企業、今何社認定されているのか、教えてください。

あと、ちょっと懸念されることとして、ブライツ企業に認定された企業に学生とかの希望者が殺到して、認定されていない企業は、ちょっと学生集めとか求人でも苦戦しちゃうんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺どうなっているのか、教えてください。

○石元労働雇用創生課長 まず、ブライツ企業については、これは国主導かどうかという御質問ですけれども、これは、本県独自につくった制度と申しますか、認証制度でございます。従業員が生き生きと働き続けられるように、労働環境や処遇の向上を図るために頑張っている企業をブライツ企業として認定しているものでございます。対極にあるのはブラック企業だということ認識しております。その言葉も熊本県の造語でございます。

現在、ブライツ企業の認定は、平成27年、28年で108社認定しております。29年度認定分を今現在募集中でございます。

あと、ブライツ企業に認定された企業さんに若者とか卒業生が殺到するんじゃないかということでございますが、今現在、そういった形でブライツ企業への殺到というようなことはお聞きしておりませんが、実際、ブライツ企業に認定された企業さんからは、今まで全く、募集しても人が来なかったというような状況が、今年度4月採用したときには、応募者が数名初めてあったとかそういった声は聞いております。実は、殺到しているかどうかということには、多分そういう状況ではないと今思われます。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 繰越明許について、教えていただきたいんですけども、内示が、例えば年度末の2月の関係もあって、もちろん年度内、繰り越しになったということはよくわかるし、また、そういった事業も、かなり災害復旧関係では多いと思うんですけども、例えば、21ページの城南工業団地の災害について、先ほどの説明でよくわかったんですけども、28年度中、無理となったと。これについては、29年度7月末を完了見込みですというお話がありまして、これは大方わかったんですが、一方で、17ページの職業訓練校、これも繰越明許ですけれども、上から2つ、一体的に取り組むことが効率的であるために、年度内の事業完了が見込めなかったと、この違いと申しますか、じゃあ、新年度に入ってどれぐらいの見込みで工事が進むのかを教えてくださいたいと思います。

○石元労働雇用創生課長 当技術専門校の実習棟の耐震診断事業と技術短期大学の教育対策事業の部分の外壁等改修工事でございますけれども、これは、平成28年度の当初予算で計上していた事業でございます。実習棟に関しては、4つの実習棟の、実際、耐震診断をやらないといけないという課題があったことから、当初予算で計上しました。また、技術短期大学に関しては、外壁の老朽化があったので、外壁の改修が必要ということで当初予算で計上していたところ、地震があったことから、実際に地震の復旧工事とあわせて、例えば足場を組むとかそういったことを、同じ工事の内容で重複するところがあるので、復旧工事とあわせて事業を実施することが効果的ということで、実際、復旧工事とあわせた繰越事業として前回承認いただいていたところでございます。

○西山宗孝委員 その後の見込みですけれども、この設計から見直すのか、繰越明許ということですので、もちろん了解済みと思うんですが、今後の見込みとといいますか、設計段階から効率的なやり方をされるということですので、大方の工事完了の見込みぐらいはおわかりかどうか、教えてもらえればありがたいですけれども。

○石元労働雇用創生課長 専門校に関しましては、現在進捗率が大体61%というふうに聞いております。時期的なところは、ちょっと確認をしておりますけれども、現在、6割は進んでいるということでございます。

技術短期大学校に関しましては、実際、現在やっておりますけれども、年度内の竣工ということで報告を受けております。

○西山宗孝委員 わかりました。まあ、ものによって、こういう理由だから工事繰り越したということで、もちろん繰越明許とってあるんですけれども、そういったものをなるべく具体的に——私どももまた聞かれる機会もありますので、いつぐらいかの見込みを、まあ、ほかにも幾つかあると思うんですが、ぜひ丁寧に説明いただければと、今後はお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○岩本浩治委員 20ページでございます。エネルギー政策課ですか。

阿蘇の採石場は、もう12月に終掘しまして、ただ、この終掘後の防災対策事業ということでございますが、例えば、崩落をとめるための防災とか緑化の事業とかいろいろあると思うんですが、どういう部分を指しているのか、ちょっと聞かせてください。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

阿蘇採石場防災対策事業費につきましては、現在この繰り越しの報告をさせていただいたのは、採石場の外でございます。下流のほうからずっと水路を整備しております、現在、昨年度に引き続き、隣地部の排水路の整備ということでございます。

委員がおっしゃいました崩落部分、それから緑化等につきましては、今後、採石場内の跡地整備という一環で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○岩本浩治委員 ありがとうございます。

あと、これでいけば、先ほど西山委員が言われましたように、今年度中には、もう予算的には50%ぐらいいっているわけですから、29年度には終わるという感覚、捉え方でいいんでしょうか。

○前野エネルギー政策課長 年内竣工ということ聞いております。

以上でございます。

○早田順一委員長 よろしいですか。

○岩本浩治委員 わかりました。

○濱田大造委員 23ページで、八代港に関して、去年の段階で、本年度、29年度に70隻を予定していますという説明を受けてたんですが、現段階ではどのくらい寄港する予定があるのかと、あと、飛行機でも同じことが言えると思うんですけれども、飛行機の場合、1線につきというんですか、幾ら補助金を出すという話になると思うんですね、LCCに対してそういう話。クルーズ船に対しては補助金というのは実際出ているんでしょうか。ど

ういう交渉になっているのか、教えてください。

あと、この整備関係に関する具体的な話、もうちょっとお知らせください。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

まず、1点目の御質問でございますが、現在までの寄港数ですが、一応6月末までに22隻が参っているところでございます。基本的に夏場がクルーズ船が多くやってくる時期になっているところでございます。

それから、2点目でございますが、クルーズ船誘致に係る補助でございますが、クルーズ船の場合は、特に1隻当たり、あるいは1人当たりという補助は行っておりません。そのかわりではございますが、受け入れにかかります、いわゆる人的なマンパワーをもとに安全管理を行ったり、あるいは初寄港によるアトラクション、そういった部分に関しましては、実質、八代市、あるいは県のほうで負担しているということになりますので、そういった部分に関しましては、一定の支援という形にはなろうかと思えます。

それから、3点目でございますが、具体的な今後の仕組みでございますが、ちょっとクルーズ船の仕組みを申し上げさせていただきますと、基本的に4,000人程度が乗っているクルーズ船につきましては、1隻、基本的に丸ごと元請の中国旅行社の1社が買い取る形になっております。それに対して、下請に中国の旅行社が数社入りまして、それから、福岡にある中華系のランド社に、いわゆる日帰りツアーの世話、バスの手配から観光地の立ち寄りまでを依頼しているところでございます。しかしながら、現在の課題としては、非常にクルーズ船の旅行商品の価格も安いということから、実際のランド社に至る、いわゆる孫請になるような形のところになりますと、免税店、いわゆる中華系、あるいは韓国系、台湾系の免税店に立ち寄る中で、そこか

らのバックマージン、これが利益になるような形で企画されているビジネスモデルとなっています。そういったことで、なかなか県内のほうに、地元消費、お金が落ちないというふうな課題もあっております。

そういったことで、私どもは、実際、1隻丸ごと旅行会社を買っているところですが、実は、2%ほど船会社が直売で売っている枠がございます。2%となりますと、大体数字にしますと90名から80名ということになって、人数的には少のうございますが、そこにいわゆる地元の市町村等が中心になって、立ち寄り箇所を推薦いただく中で、地元の県内の旅行社が商品企画を行いまして、そこに県のほうが間に入るような形で、船会社のほうに直接セールス活動を今後行いたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○濱田大造委員 ということは、県がほとんどどうしたいということとは言えないということですね。90何名ぐらいはどうして欲しいとリクエストできますけれども、ほとんどがもう元締めというか、そういう人が勝手にやっちゃうと。その辺、もう一回教えてください。

○小金丸国際課長 おっしゃるとおりでございまして、結局、船会社は、ロイヤル・カリビアンでありますとアメリカでございまして、

一方、今船の座席を買っている、キャビンを買っているところは中国ということで、なぜ中国の旅行社に全てを売るかといいますと、それだけ需要があるということで、アメリカの船会社のほうも、リスクがないということでほとんど販売しております。しかしながら、この2%枠が、例えば、すぐに完売される、県内の旅行商品、ツアー商品ですね、質が高いものが完売されるという状況になりましたら、この2%が、3%、あるいは10%

という形で少しずつ枠を広げていく中で、私も地元のほうである程度ハンドリングできるような部分をつくってまいりたいというふうに考えております。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 25ページのラグビーに関してですけれども、今回、チケット販売で何か後手後手に回ったような印象が非常に強くて、県議会にも何枚お願いしますというリクエストが執行部から来まして、まあ、それはそれでよかったのかもしれませんが、結果として1万9,000席で、私も実際に行きましたが、かなり空席が目立って、どうしたもんだらうと思うんですが、ちょっと問題点がどういうところにあったのか、教えてください。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 後ほど報告事項で報告させていただきますが、そのときでよろしいでしょうか。

○濱田大造委員 結構です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、次に、企業局関連で質疑はございませんか。

○松田三郎委員 冒頭の前局長の総括説明の中で、右岸部を遺構として残す、新聞等でも拝見をいたしました。そもそもの話ですけれども、これは以前からあった要望なのか、もしくは、やっぱり地元の方も、だんだんだんだんこの撤去されていって、やっぱり何か残さんどなというので、比較的最近出てきた要望なのかというのをまず教えていただきたい。

○原企業局長 いつごろからあった要望ということ言えば、比較的最近、やはりいよいよ撤去が進む中で、荒瀬がそこにあったと、ダムがそこにあったという形を何らかの形で残してほしいというのが地元の協議会、地元の声でもありましたし、専門家で作りますフォローアップ委員会の中でも、荒瀬の功績というのをどういう形で残す方策を検討してほしいというのが、声が出始めたのは最近でございます。

○松田三郎委員 わかりました。ちょっと小さい話ですけれども、結局、全て撤去する予定で順次計画どおりに来て、撤去するところが残るとなると、使わぬお金が出てくるわけですかね、何か返還とかどうのこうのの話が出てくるんだったら教えていただきたい。

○原企業局長 確かに、右岸部、撤去予定のところを撤去しなければ、工事費が削減されます。まだ具体的に幾らというのは出てませんが、恐らく数千万単位の工事費が不要になるかと思えます。それは、補助金返還というよりも、ほとんど企業局の内部留保金で撤去しておりますので、補助金の返還等にはならないと思えます。

○松田三郎委員 わかりました。

最後に1点、国交省との協議中ということを書いてありますが、言える範囲で結構ですけれども、なかなかちょっと国交省はうんと言わないとか、あるいは、まあ残す分にはいいかな、何かちょっとめそうな点とか、今ざっくり、いや、非常に順調にしていますとか、その辺言える範囲で結構ですけれども。

○原企業局長 現在、地元の八代河川国道事務所、そして九州地方整備局と協議をしておりますのでございます。国のほうも、まだ、

もともとやはり全部撤去するという事で当初の計画を出しておりましたので、その計画の変更となりますと、やはり今ここに残すことでどれくらい河川あるいは道路に影響があるかという影響も含めて、今国のほうも検討されておりますので、まだちょっとどういう回答があるかは、今のところ何とも言えないところでございます。

○松田三郎委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 関連して。もともとこの荒瀬ダムの撤去は、我が国の最初の既存ダムの撤去ということで非常に注目もされていて、これは、撤去のやり方も、いろんな時間をかけて、どういうふうに壊していこうかという技術的にも検討してきたんですよ。なので、非常に希少だということで、この崩す段階もしっかりデジタル的に残して、そしてこれを後世に伝えていこうという流れでやってきたと思います。それはうまくできているのか、今日までの部分で。それと、それは最終的にはどういう形でまとめて、どういうところで見せようとするような形まで考えているのか、ちょっとそれを確認したい。

○原企業局長 城下委員からありましたように、全国初の本格的なダム撤去ということで注目されている工事だと思います。国からのさまざまな交付金も活用しながら撤去を行っております。つくるほうじゃなくて、壊すほうの工事ということですので、その経過につきましては、映像、あるいは写真、そして最終的には工事誌ということで記録にきちんと残して、そこは、全国に、あるいは後世に伝えていきたいと思っております。

それと、前回御報告しましたように、左岸部、そして今度、もしかして残すかもしれな

い右岸部も含めて、荒瀬ダムがここにあったというのを紹介するような、簡単なポケットパーク的なものをつくって後世に残していきたいという計画を持っております。

○城下広作委員 大変大事な部分だと思うし、そのことを——だから、どこでも壊すわけじゃなくて、いわゆる違う構造物を、例えば手をかけるにしても、非常にいろんな方、視察とか、それを見にくるというような形のこと、期待が高まると思いますので、そういうことに対しては、先ほど遺構を残すことと同時に、しっかり整理して、いいものをつくってもらいたいというふうに要望しておきたいと思います。

○濱田大造委員 基礎的なことをちょっと確認なんですけれども、この荒瀬ダムの撤去で、当初、20何億ぐらいかかるという、ちょっと金額曖昧なんですけど、今までどのくらい撤去費用が累計でかかったのかと、あと幾らぐらいかかるのかと。あと、熊本県の手出し分というのは全体で何%ぐらいで、結果的にどのくらいを予定しているのかと、あと、最後に、最大のもうけ頭の藤本発電所、荒瀬ダムがなくなったことによって企業局が結構会計上ダメージこうむるというふうに以前お聞きしてたんですが、これにかわるような何か新しい事業とか、まあ、転換の仕方ですね、そういうのがおありなのか、教えてください。

○原企業局長 撤去の工事費ですけれども、平成23年の委員会のほうに全体の事業費ということで当時御報告しています数字は、全体で約88億円。これは、ダム本体の撤去費に加えて、河川護岸の強化とか、道路のかさ上げ、あるいは環境モニタリング調査あたりを含めた全体的な事業費を88億ということで試算しております。

そのうち、国のほうから、環境省と国交省から交付金をいただいておりますので、その交付金もうまく活用しながら、残りは、企業局の内部留保の資金を今投入しているところでございます。

それと、藤本発電所が撤去されますと、企業局にとっては大きな減収になります。それにつきましては、現在、市房ダムと緑川ダムの発電所を、リニューアル工事に取りかかっておりますけれども、そのリニューアルが終了いたしますと、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度、いわゆるFITということで、買い取り価格が現在の3倍ほどに上がりますので、その買い取りがある20年間は、十分収入が確保できるものと試算しております。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、以上で議案等についての質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第12号及び第13号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第24号を議題いたします。

請第24号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○西川消費生活課長 消費生活課でございます。

請第24号消費者自立のための生活再生総合支援事業について御説明いたします。

この事業は、多重債務者や熊本地震の被災者などの生活再生の支援が必要な県民に対し、面談による家計診断、生活指導を行い、また、弁護士などの法律専門家による債務整理の支援や、必要に応じまして、生活再生中の臨時的な生活資金の貸し付け、貸し付け後のフォローまで、一貫した支援を行うものでございます。

平成22年度からグリーンコープ生活協同組合くまもとに委託実施しております。

なお、従来は、多重債務者への支援事業でございましたが、昨年度から支援の対象者を熊本地震の被災者にも拡大し、さらに、今年度から、依存症や就労問題などの消費生活上のさまざまな問題を抱え、生活再生が必要な方々の支援事業にも拡充いたしております。これまでの7年間の事業実績といたしましては、面談による相談件数が約4,400件、貸付額は合計約2億1,000万となっております。

また、熊本地震の被災者には1.5%の特別金利で生活資金の貸し付けを行っております。昨年度の被災者への貸付実績は50件、貸付額は約1,900万円でございます。貸付目的は、被災に伴う失業、収入減などによる生活資金の貸し付けが6割となっております。

本事業は、多重債務者などの生活再生、さらには被災者の生活再生を支援する観点からも非常に重要な事業と考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

説明は以上でございます。

○早田順一委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、これで質疑を

終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第24号についてはいかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたしたいと思っております。

請第24号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 異議なしと認めます。よって、請第24号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっております請第18号を議題といたします。

請第18号について、執行部から状況の説明をお願いいたします。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

請第18号の説明資料をお願いいたします。

この請願につきましては、エネルギー政策課と循環社会推進課に関連しておりますが、私のほうで一括して説明させていただきます。

まず、1の経過でございます。

山口海運が御所浦で約40年間岩石採取を行っております。昨年3月に次期採取計画の認可申請が出され、県は、採石法に基づきまして、天草市に意見書の照会を行いました。それを受け、天草市は、地元の御所浦まちづくり協議会に意見を求めました。その後、8月にまちづくり協議会から、2,000人の署名を添えて、採石計画に反対する申し入れ書が提出され、9月に請願がなされております。

次に、2の請願の内容でございますが、①、②にありますとおり、採石場への指導状況としゅんせつ土砂や製鋼スラグを使用した事業計画に関する県の考え方を地域住民に説

明すること、③にあります、採石場内外の水質等の調査をまち協立ち会いで行い、その結果を示すことなどがございます。

次に、3、請願への対応状況でございますが、(1)の環境影響に関する調査でございます。本年5月まで7回実施しております。結果は、環境基準に照らして問題がないことが確認できております。また、今後も調査を実施し、結果を天草市やまち協へ報告することとしております。

次に、(2)地域住民への説明状況でございますが、昨年11月22日に実施しております。

④に主な意見を記載しております。

裏面をお願いします。

(4)をお願いします。

まちづくり協議会との協議状況でございますが、昨年末から、県からまち協に対しまして、住民、事業者、県、天草市の4者による緑化や環境保全の協議、それから協定締結を提案いたしました。折り合いがつかない状況でございました。

そういう状況の中、多くの関係者の御協力もあり、6月5日に、①の3者会談を実施いたしました。その結果は、4)協議の概要にありますとおり、まち協から事業者との協議に応じる意向が示されました。それを受けまして、②になります。6月15日に3者協議を開始し、協定締結を念頭に、事業者への具体的な要望事項に関する協議を開始しているところでございます。

4、今後の対応でございますが、(2)に記載しております、まち協と事業者による協定締結に向けた協議につきまして、天草市と連携して進めることとしております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いします。（発言する者あり）

○早田順一委員長 大変失礼いたしました。委員長、副委員長には、ちょっと事前にいた

だいとったもんですから皆さんに配ってあるものと思っております、失礼いたしました。

○前野エネルギー政策課長 説明資料の配付につきましては、当部のほうで連携不足で申しわけございません。

もう一回簡単に説明させていただきます。

説明資料、1のところに経過を書いております。

④28年9月、まち協が県議会に対し、山口海運の岩石採取に関する請願書を提出しております。その後、この委員会で継続審議となっております。

3の請願への対応状況でございますが、7回、環境調査を実施したところ、環境基準に照らし、全てに問題がないことを確認しております。

それから、裏面の(4)昨年、まちづくり協議会に対しまして、県のほうとしては、事業者も入れて、県も市も入りますので、一緒に協定をという提案をしていしましたが、なかなか折り合いがつかず、年明けから多くの関係者の御協力をいただきながら、本年6月5日に、天草市長、県の田嶋副知事も出席の上、まち協との3者協議を実施しました。その結果、4)協議の概要にあります、まち協から、採石場の跡地整備、緑化、環境保全等につきまして、事業者との協議に応じる意向が示されております。

②にありますとおり、6月5日の3者協議を受けまして、まち協と天草市、県の3者協議を実施いたしました。この中で、まち協からいろいろ協議会の意見をお聞きして、今後、事業者との協議を進めるというふうになっております。

今後の対応といたしまして、4の(2)まち協と事業者による協定締結に向けた協議につきまして、天草市と連携して進めることとしております。

以上でございます。

○早田順一委員長 ただいまの説明に関して質疑ありませんか。

○松田三郎委員 これは継続が続いていましたので、状況は大体事案把握しておりますし、その後も、大分、県のほうも丁寧になさっておられるんでしょうけれども、ちょっと前提としてお伺いしたいのは、この認可は、やっぱりある程度条件がそろって認可せざるを得ない、極端に言うと、地元の反対があっても、条件がそろっていれば認可せざるを得ないという話を以前聞きまして、ということは、裏を返せば、昨年の28年3月に申請を受理している、年数がこれからたっていくと、もしかすると、その事業者のほうから裁判とかというのも、他県の例では——この件に関してじゃなくてですね、あるやに聞いている。そこで、県としても、ただほっといて、不作為じゃなくて、いろいろ地元との協議なり協定に向けて努力していると、そのおそれはないんだろうと思いますけれども、その条件のそろいぐあいとか、あるいはこの年数が若干たっている、これからたつかもしれない、そういうところの見通しなり、逐一、例えば、事業者のほうに、申請者のほうにある程度説明しとかぬと、やっぱり向こうも心配でしょうから、その点の対応含めてちょっとお聞かせいただければと思います。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

まず、制度的には、土地の権原とかそういう条件がそろえば、県のほうでは、もう認可せざるを得ない状況になります。ただ、このまちづくり協議会の関係者の中に、若干採石場内の土地の所有者がおられて、そこが、契約上、我々が見て、これは本当にこの一筆一筆ごとの契約が正式かどうかというのが判断

できかねますということで、一応今のところまだ採石場内全ての権原が整った状態ではございません。ですので、県としては、一つ一つ事業者のほうで解決してくる分を、——補正に素直に従っています。それで、今のところ、申請書は受け取っている段階でございます。

それと、この認可につきましては、4年、5年とかいう岩石採取の期限の定まった認可でございます。今回、こういうもめごとというか、紛争になったことで、これを無理やり認可したところで、次期認可のときも、同じように地元の市町村、地元の方々の意見を聞くという段階になりますので、今回を機に、先ほど言いました話し合う場を設けて、できれば、そういうふうにしていきたいと思えます。

また、時期でございますが、今回、山口海運に対する地元の意見を聞きましたので、それを事業者のほうにまとめて整理をして提案をしていこうかなと思っております。まだ今のところ、いつというような時期は見えない状況でございますが、できるだけ早くこういう地元と事業者さんの話し合う場、それに県、市も立ち会っていきたいなと思っております。

以上でございます。

○松田三郎委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○城下広作委員 参考に教えてください。製鋼スラグというのが水に触れると、どういうことが影響があるんですか。まさか今回影響があるとかそういう意味じゃなくて、参考として。

○久保循環社会推進課長 製鋼スラグというのは、銑鉄やスクラップ、これを成分にし

て鋼鉄をつくる過程で出てくる副産物でございます。その副産物をつくる前の段階で、いわゆる石灰石というものを非常に多量に使う関係で、それが残渣、残りかすとして、スラグと一緒にまじって出てきます。この関係で、炭酸カルシウム分が水に触れると非常に高くなって、アルカリ性を強く出す、出てくるという性質を持っているものでございます。

○城下広作委員 それをしっかりと水に触れないようにすれば問題ないということなんでしょうか。何かもしそういうことを考えてもらえれば大丈夫なんですね。いいです、それで。

○濱田大造委員 民進・県民クラブで、春先でしたか、御所浦に一度この現場を見に行ってみて——執行部の方、御存じと思うんですが、かなりもめてたんですね。クレームというか、県の対応がまずいという声が届いてたんですが、今こういう対応をしていただいて随分おさまったという言い方なんですが、随分理解を得られたと考えてよろしいんでしょうか。

○前野エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

この請願が出されたときに県の説明を何回も丁寧に差し上げたつもりなんですが、なかなか聞いていただけなかったんですが、先ほど、6月5日、天草市長、田嶋副知事とまち協との話し合い、3者会談という形で実施したところ、まち協の方々も、事業者と話し合ってもいいという形で御了解をいただいております。

ただ、きょうも新聞等に報道されていますが、採石場そのものに対する深い懸念というか、そういうことをお持ちなんで、そういうところはまだきれいに解決しているという

か、きれいに県のほうを信用していただいているということではないかとは思いますが、以前よりも大分聞いていただくようになったと思っております。

以上でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第18号についてはいかがいたしましょうか。

（「継続」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第18号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 御異議なしと認めます。よって、請第18号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が10件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いいたします。

○中川政策審議監 商工政策課でございます。

まず、当課から、環境生活部、商工観光労

働部両部に係るその他報告事項の①について説明させていただいた後、各課から、①に係る②から④まで説明いたします。その後、その他の⑤から⑧までの順で説明させていただきます。

⑨の中小企業振興基本条例に基づく取り組み及び⑩の技能検定実技試験に係る手数料条例の改定につきましては、資料配付のみとさせていただきます。

それでは、復興重点10項目について説明いたします。

報告資料のA3横長カラー刷りの資料をお願いいたします。2枚とじになっております。

この10項目につきましては、熊本地震からの創造的復興に向けた復旧・復興プランに掲げる28のロードマップの中から重点的に進捗管理を行う10項目を選定したものでございます。

資料の左側から、項目名と担当部の名称、中ほどに平成28年度から平成31年度までの取り組みの概要、一番右側の欄に平成31年度末の到達イメージを記載しております。

資料の中の濃い青色四角の箇所が既に達成完了した取り組みでございます。黄色四角の箇所は、進捗の指標となるものでございます。この資料は、本年の5月31日時点で作成しておりまして、今後の状況の推移に合わせて更新してまいります。

この10項目の中に本委員会に係るものが4項目ございますので、進捗状況を御報告させていただきます。

まず、1つ目は、1枚目の上から2段目の欄にあります災害廃棄物の処理でございます。これにつきましては、別途、その他報告事項の中に熊本地震に係る災害廃棄物処理についてを用意しておりますので、後ほど、その中で説明させていただきます。

資料の2枚目をお願いいたします。

2つ目は、被災企業の事業再建でございま

す。

一番上の欄をごらんください。

欄の上段のグループ補助金につきましても、別途、その他報告事項の中にグループ補助金の執行状況等についてを用意しておりますので、後ほど、その中で説明させていただきます。

下段の制度融資でございますが、平成28年度融資実績が約1,123億円、平成29年度の新規融資枠としましては1,000億円を確保しているところです。

次、3つ目でございます。

3つ目は、下のほう、9番目でございますが、八代港のクルーズ拠点整備でございます。同じ資料の下から2番目でございます。

欄の1段目は、国の事業でございます、本年4月にクルーズ船専用となる耐震強化岸壁が国直轄事業として採択されております。

2段目は、クルーズ船の受け皿整備でございます、県事業としまして、大型バス駐車場整備に取り組む予定でございます。

3段目、4段目は、旅客ターミナル、おもてなしエリアの整備でございます、県と船社であるロイヤル・カリビアン社との間で今後協議等を進めてまいり予定でございます。

最下段は、新たなクルーズ旅行商品の造成でございます、先ほどの補正予算でも御説明させていただきましたが、クルーズ船の効果が広く県内各地に波及するよう、地元消費型の旅行商品づくりを進めてまいります。

4つ目は、国際スポーツ大会の成功でございます。一番下の欄でございます。

欄の1段目は、女子世界ハンドボールでございます。この8月には、人吉市、宇城市、山鹿市の3カ所でプレ国際大会を行う予定であり、12月には、熊本大会の前大会となるドイツ大会が開催される予定でございます。

2段目のラグビーにつきましては、別途、その他報告事項の中にラグビー日本代表国際テストマッチについてを用意しておりますの

で、その中で説明させていただきます。

3段目は、両大会のレガシー関連でございます。くまもとハロープログラムとして、官民一体となり、さまざまな取り組みを進めてまいり予定でございます。

商工政策課は以上でございます。

引き続き、関係各課から説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

環境生活部の報告の8ページをお願いいたします。

復興重点10項目の2つ目となっております熊本地震に係る災害廃棄物処理について御報告申し上げます。

まず、1、熊本県災害廃棄物処理実行計画（第2版）についてです。

改訂の概要は、環境生活部長が総括説明で申し上げたとおりでございますので、8ページの御説明は省略させていただきます、10ページ、A3判の資料、熊本県災害廃棄物処理実行計画第2版の概要で、改訂部分以外のポイントも含めて御説明申し上げます。

この実行計画は、県全体の災害廃棄物処理を推進するための指針とするため、熊本地震発生から約2カ月後の昨年6月に策定したものでございます。その後、公費解体の本格化や災害廃棄物処理の全体的な進捗など、大きく状況が変化してまいりましたので、本年3月末で被災市町村の公費解体申請受け付けはおおむね終了し、解体する建物の最終的な量が見えてきたことを機に、6月9日付で改訂を行っております。

ページ右上の第2章、基本方針でございますが、処理主体は、困難な部分は県が受託しますものの、基本的には、法令に基づいて市町村であること、処理期間については、発災後2年以内の処理終了を目標としているこ

と、処理方法については、再生利用の目標を70%以上とし、被災市町村、県内、県外の優先順位で処理を進めること、以上3点については変更ありません。

左側、第3章、災害廃棄物の処理実行計画の第1節、損壊家屋等の公費解体につきましては、昨年6月の計画策定時点では準備中でありまして、掲載しておりませんでしたけれども、その後、市町村が個別に策定している計画を本年3月末の申請受け付け終了を機に見直していただきまして、新たに追加したものでございます。全市町村において、来年3月までに解体が完了する内容となっております。

その下の第2節、災害廃棄物の発生量につきましては、これまでの実績に基づいて推計量を約195万トンから289万トンに見直しております。平成27年度の県全体の一般廃棄物処理量の5.2倍、すなわち5.2年分に相当する量でございますが、メインとなっている解体による廃棄物は、市町村ごとに計画的に処理が進められており、本年4月末時点で既に6割強に当たる177万トンの処理を終えておりますので、当初の2年以内の目標は十分達成できるものと考えております。

右側中段の第4節、県内処理と広域処理につきましては、現在、県内の施設の処理能力で不足します解体で生じる木くず等の場合につきましては、県外施設で処理を行っております。

その下の第5節、事務の委託につきましては、目標期間内での処理が困難な7市町村から県で処理を受託しておりますけれども、熊本空港南側に二次仮置き場を整備の上、昨年9月末から木くず、コンクリート殻と順次受け入れを拡大しまして、本年1月からフル稼働で処理を進めているところでございます。

以上が第2版の概要でございます。

最後に、9ページに戻っていただきまして、2、公費解体及び災害廃棄物処理の進捗

状況でございますが、既に公表し、報道されている内容でございますので、御説明を省略させていただきます。

引き続き、早期の災害復旧、復興へ向け、誠心誠意全力で取り組んでまいりますので、今後とも、委員各位の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

循環社会推進課からは以上でございます。

○浦田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

商工観光労働部の経済環境常任委員会報告事項のインデックス商工2の14ページをお願いいたします。

グループ補助金の執行状況等について御報告いたします。

まず、上段の四角囲み、1、進捗状況についてでございます。

1段目の復興事業計画認定、いわゆるグループ認定のところの帯をごらんいただきたいと思っております。

第1次、第2次公募分で419グループを認定しまして、補助金申請予定件数が4,386件、約1,339億円となっております。また、その右側のところでございますけれども、先月末、第3次公募分のうち、50グループを認定しまして、補助申請予定件数378件、約70億円を追加で見込んでおります。

次に、2段目でございます。

補助金交付申請の帯ですけれども、これまで、グループ認定された補助金申請予定件数の約7割となります3,254件、約908億円が交付申請されております。逆に、約3割の方、未申請という状況でございます。

次に、3段目の交付決定の帯でございますけれども、これまで、2,192件、約538億円を交付決定しております。

次に、下段の四角囲みの課題と取組状況についてでございます。

左のほうに課題、右のほうに取組状況

を記載しております。

まず、課題の1点目として、まだ申請されておりませんが認定済みの申請予定者の申請促進、それと、申請できない理由等の洗い出しでございます。

2点目の課題としましては、さまざまな事情により、グループ認定にも至っていない申請予定者へのアプローチがございます。

これらの課題に対しましては、右の取り組み状況のほうですけれども、5月にしております申請予定者等へのアンケート調査の結果、それと、益城町、西原村、南阿蘇村及び県庁において実施しております個別相談会を通しまして、申請の促進等に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

3点目の課題、補助金の交付決定及び支払い事務の迅速化についての取り組み状況としましては、4月に設置しました企業復興支援室を初め、各部各課や外部委託先としております受付センターとともに、集中的な処理に取り組んでいるところでございます。

4点目の課題としましては、今年度中に申請ができないなど、さまざまな事情を抱えられている事業者に対しての平成30年度以降の対応でございます。これについては、先般の政府提案でも要望しておりますが、アンケート調査や相談会などにより、個別の事情を把握の上、しっかりと国と協議してまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

報告事項のインデックス商工5、18ページをお願いします。

6月10日に行われました国際ラグビーテストマッチについて御報告いたします。

県議会の皆様を初め、県内、多くの企業、団体の皆様、また、九州各県の御支援を受

け、1万8,585人もの方々に来場していただきました。

次に、3、観客輸送についてです。

ワールドカップ本番を見据えまして、自家用車の乗り入れを制限しましたところ、1万2,000人以上の方々が、パーク・アンド・バスライドなど、何らかの交通機関を利用されて来場されました。

当日は、大きな交通渋滞はなかったと聞いておりますけれども、シャトルバスの運用やタクシーの手配など、さまざまな御意見をいただいております。会場では、アンケート調査も行っておりますので、しっかり分析し、本番に向けた輸送計画に生かしていきたいと思っております。

19ページをお願いします。

真ん中の4は、ファンゾーンイベントです。

試合の前後に試合以外にも観客に楽しんでいただくものです。ステージイベント、体験コーナー、グルメゾーンなどを設けました。キックオフの時間は午後2時40分、また、開場時間は正午でしたけれども、観客の集まりは早く、試合開始前、多くの方が利用されていきました。このファンゾーンイベントは、観客の来場時間の分散化を図るという目的もありましたので、今回のファンズーンの実施は、一定の効果があったのではないかと考えております。一方、帰宅時は、そのまま帰宅される方が多く、試合前ほどの利用はありませんでした。このファンズーンについても、本番に向けてしっかり検証してまいります。

次に、5、交流事業についてです。

今回、日本代表、ルーマニア代表のチームにおいても、積極的に県民との交流を行っていただきました。特に、交流した子供たちにとっては、世界トップレベルの選手と直接触れ合う貴重な体験となったことと思っております。

今回のテストマッチは、天候にも恵まれ、県議会を初め多くの県民の皆様の御支援をい

ただき、特に大きな混乱もなく、開催することができました。このことは、ワールドカップの開催地として、日本ラグビー協会やワールドカップ組織委員会からも高い評価が得られたものと考えています。

また、世界トップレベルの迫力あるプレーを間近に見られたことや日本代表の勝利もあり、ラグビーに関心を持っていただいた方もふえ、ワールドカップに向けた期待感が高まったと思います。

一方、濱田委員御指摘のとおり、観客は、当初の見込みを上回ったとはいえ、満員の会場にはまだほど遠い状況でした。その対応が後手後手になったという御指摘ですけれども、要因としましては、今回、6月10日の試合開催日でしたけれども、チケットの販売が4月1日からと2カ月前になっております。期間として、もうちょっと早くしてほしいということは地元からお話ししておりましたけれども、4月1日からの販売となりました。また、一方、それに向けての広報物、チラシとかポスターについては、なかなか早く届かず、3月末に届いたという状況でしたので、なかなか広報が実働しづらかったというのは1つ原因としては挙げられます。

また、今回のチケット販売なんですけれども、今回のテストマッチは、熊本、静岡、東京、3カ所でありました。3カ所ありましたが、同じチケット販売会社が販売したこともあって、インターネットとかコンビニでの販売が主流となっております。熊本の場合、ラグビーの試合でいいますと、県ラグビー協会の方々がチケットを手売りで売られているというやり方でしたので、なかなかその方法になじみがなかったというのも原因の一つではないかなと考えております。

また、今回の集客、また、観客輸送も含め、今回の課題は多いと認識しております。ただ、今回テストマッチを開催したことにより、実地の経験を積むという貴重な経験を早

く持つことができました。この経験をしっかりと検証し、本番に向け、今後着実に準備を進めてまいりたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○田村環境政策課長 環境政策課でございます。

経済環境常任委員会報告事項、環境生活部のタブで環境1と書いてあるところでございますが、1ページ目になります。

チッソ株式会社の平成28年度決算の概要について御説明をいたします。

去る5月にチッソ事業子会社でありますJNCの平成28年度決算が発表されました。主力の液晶ディスプレイ市場における円高の影響などによって減収減益となり、経常利益は前年度を下回る約60億円となりました。しかし、平成12年のチッソ金融支援抜本策におきます経常利益目標額53.2億円は達成しており、患者補償金の支払いには支障のない水準が確保されております。

なお、平成29年度の業績予想につきましても、同水準の60億円が予想されているところでございます。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

チッソの決算確定に伴いまして、金融支援抜本策のルールに基づき試算いたしました平成29年度の支援措置額でございます。

ポイントのみ説明させていただきます。

まず、3ページ目の参考2の図の右側をごらんください。

今年度のチッソの経常利益の配分図でございます。国と県の連絡会議で申し合わせましたルールに基づき、患者補償費、租税公課等を除きました本年度のチッソからの公的債務の返済額の見込みは、中ほどの黒い部分ですが、17.7億円となる見込みです。

2ページに戻っていただきまして、参考1をごらんください。

金融支援措置の仕組みを図にしたものがございますが、ただいま申し上げました返済見込み額17.7億が、図の右側の3つの矢印の一番上の矢印⑥に当たります。一方、本年度のヘドロ立替債と患者県債の償還額が、左側の二重線で囲みました部分の(ア)の60.1億円となります。この差額42.4億円に対しまして、8割を国庫補助、2割を特別県債で手当てすることとされており。その差額が、それぞれ⑦の33.9億円と⑧の8.5億円でございます。

なお、この特別県債につきましては、元利償還金につきまして100%交付税措置されており。

左側の下の3つ、平成7の一時金、特別県債、平成22の一時金につきましては、支払い猶予でチッソの返済がまだ始まっていないなどのため、県として、平成29年に償還すべき分を一般会計から繰り出して返済するものでございます。

以上でございます。

○山口環境保全課長 環境保全課でございます。

報告事項の4ページをお願いいたします。

水俣湾環境対策基本方針に基づく水俣湾の環境調査結果及び水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

まず、1の水俣湾の水質等の水銀調査結果でございます。

(1)の調査の趣旨のとおり、平成13年に策定した水俣湾環境対策基本方針に基づき、中長期的視点から環境状況を把握するために、毎年実施しているものでございます。

(2)に調査項目、調査時期等を、(3)に調査結果を記載しております。

平成28年度の結果は、(3)のAのとおり、水質及び地下水ともに総水銀は検出されておりません。イの底質では、最大で4.3ppmと暫定基準値の25ppmを下回っております。ウの

魚類調査につきましても、カサゴ、ササノハベラの2魚種ともに水銀の暫定規制値を超えておりません。

今年度も、引き続き同様の調査を実施する予定としております。

次に、5ページをお願いします。

2の水俣湾埋立地の点検・調査結果について御説明いたします。

これは、港湾課、都市計画課が担当しておりまして、(1)の点検・調査の趣旨のとおり、水俣湾環境対策基本方針に基づき、埋立地の安全性の確認と必要な補修の把握を目的として、毎年実施しているものでございます。

(2)に点検・調査項目、調査時期等を記載しております。

調査内容は、埋立地護岸前面の水質調査、埋立地地盤の標高を測定し、従来の測定値と比較しながらの地盤の変動を観察する地盤調査、護岸や岸壁などの構造物において、傾きやひびなどの変状や損傷、腐食がないかを調査する構造物変状調査を行っております。

平成28年度の結果は、(3)のとおり、埋立地護岸前面の海域から水銀は検出されておりません。イの地盤調査では、異常な沈下及び陥没は見られませんでした。ウの構造物変状調査でも、構造物に影響を及ぼすような変状等は見られませんでした。

今年度も、同様の点検と調査が予定されております。

今後も、定期的な調査と補修を行いながら、埋立地の管理に万全を期されるものと考えております。

引き続き、報告事項の6ページをお願いします。

平成28年度に実施したダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査結果等について御説明いたします。

まず、1の環境調査でございます。

法に基づき、県内の大気、水質、水底の底

質及び土壌の汚染状況を調査しました。

調査は、県内を4ブロックに分けてローリング調査で行っておりまして、平成28年度は、宇城、天草地区で調査をしております。

結果は、調査した全ての地点で環境基準値以下でございました。

調査の詳細は、(1)、(2)にお示ししたとおりでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

2の県による検査結果でございます。

排出基準適合状況を把握するため、特定工場に立ち入りし、排出ガス及び排水等の調査を実施しております。延べ9施設に対して検査を実施した結果、全て排出基準値内でございます。

また、ばいじん、燃え殻についても検査しましたが、特別管理産業廃棄物に該当するものはございませんでした。

3の法定自己検査結果でございます。これは、法に基づき、特定施設の設置者に年1回以上の自己検査の実施が義務づけられておりますが、その実施状況について調査を行ったものでございます。平成28年度末現在の法定自己検査義務対象施設131施設のうち、自主検査を実施したものは112施設であり、1施設を除きまして、全て排出基準値以下でございました。基準値を超過した1施設は、年度内に改善対策を完了しております。

なお、自主検査未実施が19施設ありましたが、いずれも稼働休止中でございました。

環境保全課の説明は以上でございます。

○永友観光物産課長 観光物産課でございます。

説明資料の16ページ、インデックス商工4をお願いします。

次期「ようこそくまもと観光立県推進計画」の策定状況について御報告させていただきます。

1、計画の位置づけをお願いします。

本計画は、ようこそくまもと観光立県条例第8条に基づき策定するものでございます。

2、これまでの計画の推移をお願いします。

平成20年度から第1期、第2期と計画を策定しており、第3期計画につきましては、熊本地震の影響により策定の時期を延期し、現在策定を進めているところでございます。

3、今回計画のポイントをお願いします。

「熊本地震からの観光の創造的復興の実現～つながりを力に～」を基本目標とし、また、熊本地震により阿蘇と熊本城が傷んだことを受け、「重点的・吊り上げ型」の施策から、熊本城、阿蘇観光の再生と各地域における観光ブランド力の強化へとシフトし、県全体の底上げを図っていくこととしております。

4、今回計画作成の経緯をお願いします。

ことしの2月に熊本県観光審議会へ諮問し、5月22日に答申をいただいたところでございます。本日お示しさせていただいている概要案は、審議会の答申内容でございますが、今後、パブリックコメントの手続を経て、9月上旬ごろまでには計画を作成したいというふうに考えております。

続きまして、17ページのA3横の計画の概要(案)について御説明をいたします。

右上の数値目標をお願いします。

これまでの計画で設定しておりました①延べ宿泊者数、②延べ外国人宿泊者数及び④来訪者満足度に加えまして、今回、新たに③観光消費額の目標を設定しております。

左下の熊本県観光の現状と課題をお願いします。

一番下の本県観光の今後の課題としまして、①から④で整理をさせていただいております。

次に、資料中ほどの基本的な考え方をお願いします。

1つ目が、計画最終年度である2019年の国

際スポーツ大会イヤーをメルクマールに観光産業の復旧、復興の加速化を図るということ、2つ目が、これまでの経験則だけではなく、DMOのような新たな科学的な手法を取り入れ、戦略的にアプローチを行っていくということ、3つ目が、地震を受けた本県ならではの感謝の気持ちを持ったウエルカムマインドの醸成と観光客の安全、安心を確保するということ、4つ目が、九州の中央に位置していることを生かし、九州各県と連携しながら誘客を推進すること、以上4点が基本的な考え方でございます。

次に、資料右側の戦略プログラムをお願いします。

先ほど御説明しました4つの課題に対応する形で、今後の取り組みを整理しております。

戦略につきましては、熊本地震により、大きくダメージを受けた本県の観光産業の立て直しを行う観光産業の基盤を整える戦略を1つ目の柱としております。また、県民を含め、オール熊本での取り組みにより、国内外から観光客を呼び込む観光資源等総動員で臨む戦略を2つ目の柱としております。2つの戦略の下には、それぞれ2つのプログラムを設定しており、観光産業の立て直しのための戦略としてプログラムⅠ、熊本地震からの早期の復旧・復興、プログラムⅡ、観光産業の創生・経営基盤の強化に関する施策を掲げております。また、観光資源等総動員で臨む戦略としてプログラムⅢ、観光資源等総動員による魅力強化・創造的復興、プログラムⅣ、観光客の安全・安心の確保に関する施策を掲げているところでございます。

観光物産課からの説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○早田順一委員長 以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○城下広作委員 3点だけ。ぱんぱんと簡単にいいです。

まず、重点項目の部分の1で、「すまい」の再建というのがあります。これで、今仮設住宅やみなし仮設に住んでいる方、意向調査をして、公営住宅を望むという声がぐうっと大きくなったときに、こういうイメージというのは、大体公営住宅のイメージというのをどのくらいで考えているのか、それとも、過去の被災地なんかでどのくらいになっていると、そういうことをちょっと参考にしたいとか、こういう到達のイメージをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

2番目が、地震で産業廃棄物が195万トンから結果的に289万トンになったと。この中で、公費解体ですから公金でお金が出ました。だけど、解体した中には有価物、例えば鉄、例えば木材のチップ、例えばコンクリートの殻、これを再生利用して使うことができた。この公金、いわゆるリサイクルで得たような収入というのはどのくらいあるのか、それを出しているのか、ちょっと確認したいと思います。

それと、グループ補助金、これは、当初から、もともと申請は難しい、専門家じゃなきゃなかなかわからぬ、ところが、今回の議会でも、なかなかそうやって難しいから、なかなか申請を出せない人が残っていると、対策をとるべきだと言われているけれども、そういうことが果たしてできるのかできないのか、書式を変えてやさしくハードルを下げるのか、そういうことを考えているのか、どういう状況でそういうことをカバーしようとしているのか、この3つです。

○中川政策審議監 商工政策課でございます。

まず、1点目の公営住宅のイメージにつき

ましては、私どものほうでまだ把握をしている内容ございませんので、担当部局のほうにしっかり確認いたしまして、後ほど改めて説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○久保循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

廃棄物の中でリサイクルがどのくらいの量か、金額的という話ですけれども、そこまでの把握はしておりません。ただ、災害廃棄物に係る国庫補助の取り扱いにおきましては、金属くず等の売却により利益が生じるもの、すなわち有価物でございますが、こういったものについては、補助対象の事業費から控除するという取り扱いになっております。このことは、事業主体となる市町村に対しては、当然、当初の説明会ですとか災害査定、そういった段階で周知を徹底してきております。現時点においては、分別というものはきちんと徹底されて、付着物のない金属くずとかそういったものにつきましては、廃棄物の種類によってですけれども、無償、有価で取引がなされているものというふうに考えておりまして、その場合は、廃棄物の処理費用というものは発生していないものだというふうには理解をしておるところでございます。

以上です。

○浦田商工振興金融課長 城下委員からの質問ですけれども、まず、いろいろ体制も充実して、寄り添っていく形にはしておりますけれども、なおそれでも不十分ということで、まだ申請が滞っているというか、進んでない事業者がいらっしゃるということは我々も認識しております。現在アンケート調査を実施してまして、その理由がどういうものなのかというものをより分析しながら、今後の対策にもつなげていきたいと思っております。その中で、1つ、工事業者の不足というのが言わ

れておりますので、その辺に対する対応でありますとか、そこについては、先日の中村議員の質問でもお答えしておりますけれども、建築士関係団体の協力を仰ぎながら支援を求めていたり、さらに、商工会とかその経営支援機関の、金融機関も含めまして、御支えいただきながら、寄り添った形で申請手続を進めていきたいと思っております。

アンケート調査、分析を進めながら、より寄り添ったような形で申請者の申請促進ができていければと思っております。

以上でございます。

○城下広作委員 わかりました。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 2点ございまして、まず、商工の5で、ラグビーに関して再度お尋ねするんですが、向こう2年間で国際試合、テストマッチを含めて、公式戦の前にあと何試合ぐらいがあるのかなど。それで、本番のチケット料金というのは、この前と同じぐらいと考えていいのか、また、全然別なのか、教えてください。

あと1つ、商工の4でして、観光客の目標が詳しく書いているんですが、2019年に延べ外国人宿泊者数が120万人、ほぼ2015年の倍なんですけど、これは、県内のホテルの数がほぼ現状のままで実際に達成できるのかなど。今はやっています民泊とかも考慮に入れているのか、その辺、ちょっと教えてください。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 最初のテストマッチの回数ですけれども、テストマッチは、過去の例を見ますと、大体6月と秋に行われております。今回は、6月に熊本、静岡、東京で行われまして、秋にも数試合予定されております。来年、再来年度、大会が再来年の9月ですので、その機会は、そのペー

スでいくと3回あると思っておりますが、その中で、熊本でまたあるかどうかについては全く未定でございます。

2点目のチケットについてですけれども、ことしの秋にワールドカップのマッチメイクといいますか、熊本でも、どこ対どこがいつあるというのが決まりますけれども、その時点でチケットの販売の情報、例えば、どのように売るとか、いつから売るとかとか、今お尋ねがありました価格とかそういったことが、その情報が発表されると伺っておりますので、現時点ではその情報は持ち合わせておりません。

以上でございます。

○永友観光物産課長 まず、2019年のインバウンドの目標につきましては、60万人の倍ということで120万人ということで設定しておりますが、これは、国が、ちょうど2015年が1,974万人ぐらい、それを2020年に倍増ということで4,000万人という形で、本県としましても、2015の数値を、1年前倒しで120万人に倍増という形で設定をしております。

それと、キャパの問題でございますけれども、県全体、旅館、ホテル、簡易宿所合わせまして1,000ほどあります、施設が。収容定員が5万6,000程度でございますので、やはり今インバウンドについては、熊本、阿蘇に集中してたわけなんですけれども、今後、各地域にインバウンドを広げていくという施策も進めていきたいと考えておりますので、そういったところで各地域に分散させていくということで、キャパとしては十分に対応というふうを考えております。

○濱田大造委員 クルーズ船が、まあ、すごくふえても、結局宿泊もしてもらおうように政策を促すと考えていいんですかね。

○小金丸国際課長 国際課でございます。

クルーズ船の場合は、基本的にもう宿泊は船の中でということなので、日帰り客になっております。

以上です。

○早田順一委員長 濱田委員、よろしいですか。

○濱田大造委員 以上です。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 さっきからラグビーのテストマッチ等々、観光のほうにも国際スポーツ大会の話も出ておりました、私も特別委員会の委員でありますので、そっちのほうで聞けばよかったのかもしれませんが、2019年にこの大きな両大会が熊本で開催されるということは、非常に、別に我々何もしないという意味じゃなくて、皆さんも大変なんだろうと思っております、準備から運営まで。

そこで、水谷課長か、場合によっては小原局長、きょう発言の機会少のうございますので、ちょっと。

かねがね、その特別委員会でも話題になっておりますが、大会に向けてキャンプをなさるところもあるだろう。その2019年のラグビーが、数試合とはいえ、出場国は、全部が全部日本国内とは限らずに、近隣の、例えばアジアのどこかでキャンプをして乗り込んでこられるというケースもあるんだろうと思います。ハンドボールの場合は、もう県内だけの会場での開催ですので、この全チームが対象になるかもしれない。また、この2020年にオリンピック・パラリンピックがある場合の、競技の開催はないにしても、熊本でキャンプをしていただくようなところを誘致しようというのは、もう既にいろいろ努力はいただいているようでございます。

ただ、考えているのは、その1つの国でも

参加する競技の数だけキャンプ地というのは、理屈の上ではですね、例えばアメリカという、アメリカの例えば陸上競技の人たちがキャンプするところと、例えば水泳、——ということは、出場の参加国、地域掛ける競技数ぐらい、何百か可能性はあるんだろうと思います。

ただ、熊本県あるいは県内の市町村がいろいろ活動しても、例えば、国内の競技団体との関係でありますとか全国組織との関係とかいうのを考えると、なかなか、さっき言いましたように、2つの大会を準備して運営するだけでも大変なのに、さらに、時期が重なるとかいろいろなことを考えると、キャンプの誘致までは、我々は頑張ってください、頑張ってくださいとは言いますが、なかなか実際問題難しい面もあるのかなと。

ただ、一方では、観光物産課長のその計画なんかにもあるように、できるだけたくさんの方に来ていただきたいというのも一方あるということで、要は、ちょっとお尋ねしたいのは、そのキャンプの、ラグビー、ハンドボール、そしてオリパラ関係、各国、各競技団体にいろいろな働きかけをするような人、部署というのは、大体県庁内でいけば、教育委員会なども含めてでしようけれども、どこが大体主導してやるのか、誰が主導してやるのか、あるいは全体の司令塔として誰が中心的に動くのかというのが決まっていれば教えていただきたいと思います。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 今の実施体制についてお話しさせていただきます。

キャンプ誘致については、国際スポーツ大会推進課内でやっております。うちの職員が、バドミントンは先日インドネシアまで直接出向いて行って折衝したりとか、県内の競技団体の打ち合わせとかをやっております。当然、競技によっては、また、市町村のほうからも行きますので、昨年内定しましたノル

ウェーのボートチーム、これは、もともと、福岡県さん、福岡市さんからお話もありまして、また、それを実際行われる菊池市、会場が菊池市ですので、そこと連携しながら、県庁の窓口でいうと、うちの事務局が担当になっております。ただ、もちろん、スポーツ競技団体、通常のおつき合いといいますか、つながりは、教育委員会の体育保健課さんがお持ちですので、そちらとも十分連携をとりながら進めているところでございます。

○小原国際スポーツ大会推進局長 キャンプ地誘致の件でございますが、私どもの局では、ハンドボール、それからラグビー、それから、ラグビーに関しては、これはラグビーの公認のキャンプ地誘致も今申請をしているところでございますので、当然、これは、熊本で試合があるチーム、また、それ以外のチームが来る可能性もございますけれども、その誘致に関しても今活動しているところでございます。

それと、もう一点目が、今松田委員がおっしゃられたキャンプ地誘致ということになりますけれども、基本的に今後の進め方としては、やはりラグビーとハンドボールは熊本で大会をやりますので、この種目についてはアドバンテージがございますので、その分については、県内の市町村に対してもキャンプ地誘致について関心のあるところは情報提供し、また、引き受けてもらえるような情報の提供もしていきたいと。

それから、この前、春には、ハンドボールのカザフスタンが来ましたがけれども、今回は、プレ大会でアンゴラ、あるいはポーランドとかそういったチームも参ります。そういったところともいろんな情報交換をしながら、キャンプ地誘致等につながる部分については積極的に各市町村にも情報提供して、キャンプ地誘致を進めてまいりたいというふうを考えてございます。

○松田三郎委員 なかなか難しいのは、待つだけで来るわけじゃもちろんないだろうし、かといって、今無数にあるわけ、極端に言うと。だから、どっかに、今おっしやったアドバンテージがあるような国に対して、競技に対してある程度絞ってというのも当然必要になってくるんだろうと思っております。

今、何か、どっか、どこどこ国の何々競技は大分やる気ですかですよというごたつとを幾つか、さっきの菊池のボートでしたか、何か（「カヌー」と呼ぶ者あり）以外に幾つかなかですか。

○小原国際スポーツ大会推進局長 今のところ、水谷課長申し上げたように、インドネシアのバドミントンというところがございます。それ以外に具体的な競技というのは今のところまだ想定はしておりません。

○松田三郎委員 わかりました。

○早田順一委員長 よろしいですか。

○松田三郎委員 はい。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○西山宗孝委員 今の国際スポーツ大会に関連するんですけれども、今回、ラグビーのテストマッチがあって、議会もそうですけれども、県の職員さんも相当苦勞されてチケットの販売とかあったと思うんですけれども、私も直接——ちょっと用件がありまして直接は行けなかったんですが、随分と声かけて預かった分は有料で行っていただいたんですけれども、我々が最大限に努力する、議会としてもそうですけれども、個人としてもそんなんですが、なかなかラグビーの認識が浅いのかなと感じはいたしました。

私が今お尋ねしたいのは、今松田委員からも話がありましたように、例えば、キャンプ誘致の話であるとか、いろんなPRを前面に出しながら盛り上げていかないと、一般県民の方は、ラグビーであろうが、ハンドボールであろうが、意外と、サッカー、野球と比べたら、縁が遠いといいますか、認識が浅いと思うので、そういった意味では、先ほど、4月1日からのチケット販売になったとか、このテストマッチでありましたけれども、今後の販売戦略といいますか、あるいは国際大会の県民に対するPRの浸透とか、そういったことをどんな感じでお考えなのか、お聞かせいただければと思います。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課です。

今回のラグビーテストマッチについては、1万8,000人を超える方来られました。恐らくラグビーを初めて見たという方も多かったのではないかなと思いますが、行った方々からは、実際見てみて、すごい迫力でおもしろかったという声を多くいただきました。このように、実際見ていただくということが、やっぱり関心を持っていただく一番いい機会ではないのかなと思っておりますので、今後、ハンドボールの大会も含めて、事前にいろんな国際的なプレ大会とかもやっていきながら、競技の魅力を伝えていきたいと思っております。

その中の一つとして、8月にハンドボールのプレ大会を行います。日本代表と、今小原局長が言いました、アンゴラ、ポーランドの代表チームを含めて、今度は、熊本市内ではなくて、人吉市、松橋、山鹿の県内各会場で試合を行いますので、幅広くそういう大会を実際見ていただくことで競技の魅力を伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○西山宗孝委員 ラグビーは1カ所で1万8,000の相当数集めたということで、いわゆるテストマッチの効果はあったのではないかと思うんですが、ハンドボールについては、何カ所かに分けてされるということで、1カ所当たりどれぐらいの動員数になるんでしょうか。もちろん体育館の規模とかもありますけれども。

○水谷国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課です。

今回、3カ所で試合行いますが、それぞれの体育館、1,500程度の会場規模になっております。

○西山宗孝委員 ラグビーと比較してどっちが有名なのか、どっちがファンが多いのかよくわからないんですけども、ラグビーについては、特に、私個人的に好きなんですけれども、キャパといいますか、数が相当多いので、そういった意味では、先ほども今一生懸命やっているとおっしゃった、当然の話だろうと思うんですが、よほど熊本で盛り上がりをつくっていかないと——行った方は、必ずよかったよとおっしゃって連絡もいただいたりするんですけども、できることなら、売ることが目的ではなくて、熊本県でラグビーやるよという機運が、大変でしょうけれども、御努力をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

○濱田大造委員 関連なんですけど、ラグビーで、6月10日のテストマッチの前日、たまたま私、下通の蔦屋に夕方寄ったんですが、恐らく熊本県のラグビー協会主催で、元日本ラグビーの代表選手を3～4名呼んで、イベントを地下でやってたんですが、県関係者の顔ぶれ、恐らくなかったのかなと。チケットは

何とかしてくれという相談はあったんですけども、そういうイベントがあるという話は一切私も聞いてなかったですし、やっぱり連携がいまいちよくないのかなと正直感じました。

ラグビー協会の方からは、県議は、これに出席で来たんですかというふうには、かえって質問されるような状態にして、ぜひ、答えは要りませんので、連携を各方面と今後重ねてほしいと考えています。

○早田順一委員長 ほかにございませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で委員から何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○早田順一委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

午後0時15分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長